

令和5年10月20日

公 告

社会福祉法人夢工房
理事長 滝澤 功治

入札に付する事項

入札方法	一般競争入札
発注者	社会福祉法人夢工房
公告日及び 公告場所	令和5年10月20日（金） 法人ホームページにて電子掲載 (https://www.yumekoubou.or.jp/news/)
工事名	特別養護老人ホームシスナブ御津 面会室増設工事
工事目的	入所者と家族との交流を推進することを目的に面会室を設置する。
工事概要	面会室増設工事に伴う内装工事（床・壁紙工事）、電気工事、空調 設置工事
工事仕様書	別途掲載。
工事場所	〒671-1311 兵庫県たつの市御津町中島980-3 特別養護老人ホームシスナブ御津
完成期限	令和5年12月15日（金）
入札参加申込期間・ 提出先	令和5年10月20日（金）～10月27日（金）正午まで以下のところに 持参か郵送してください。 神戸市中央区海岸通8 神港ビル719 社会福祉法人夢工房 担当者：大町 事前にアポイントをとること。 Tel.078-381-8695
申込提出書類	(1) 一般競争入札参加申込書（様式1） (2) 登記事項証明書（法人の場合は印鑑証明書） (3) 委任状（様式2） (4) 誓約書（様式3）
入札期間・提出先	令和5年10月27日（金）～10月31日（火）午後5時まで（必着） この入札期間中に以下のところに入札書類を郵送（特定記録郵 便）してください。 神戸市中央区海岸通8 神港ビル719 社会福祉法人夢工房 担当者：大町
入札書類	入札書（入札書提出用封筒に封入のこと）
開札日	令和5年11月1日（水） 10時00分
入札場所	社会福祉法人夢工房 法人本部 716 会議室

(様式1)

令和 年 月 日

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書

社会福祉法人夢工房
理事長 滝澤 功治 様

所 在 地

商号又は名称

代表者名又は受任者名

建設業許可番号 大臣・知事 般・特 第 号

電 話 番 号

F A X 番 号

「特別養護老人ホームシスナブ御津 面会室増設工事」にかかる一般競争入札公告、及びその他の事項に掲載された内容を十分に承知した上で、下記の工事について、入札の参加を申し込みます。

なお、添付しております書類の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工 事 名：特別養護老人ホームシスナブ御津 面会室増設工事
2. 工事場所：兵庫県たつの市御津町中島980-3

添 付 書 類：(1) 登記事項証明書（法人の場合は印鑑証明書）
(2) 委任状（様式2）
(3) 入札参加申込みにあたっての誓約書（様式3）

(様式2)

令和 年 月 日

委 任 状

社会福祉法人夢工房
理事長 滝澤 功治 様

【委任者】

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

工 事 名 特別養護老人ホームシスナブ御津 面会室増設工事

私は、上記入札に関する一切の件下記代理人に委任します。

(受 任 者 氏 名)

- ※ 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
- ※ 委任状の訂正は委任者の印鑑で行うこと。
- ※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 年 月 日

社会福祉法人夢工房
理事長 滝澤 功治 様

所在地

商号又は名称

代表者名又は受任者名

入札参加申込みにあたっての誓約書

「特別養護老人ホームシスナブ御津 面会室増設工事」に係る一般競争入札の参加を申し込むにあたり、次のことを誓約いたします。

1. 当該工事につきましては、入札談合等の不正行為は一切行いません。また、今後とも私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律関係法令を遵守し、公正な競争を行います。
2. 入札の参加を申し込む日から過去2年の間、社会福祉施設等の建設に伴う不正行為又はこれに類する行為等に関与して、当社の役員又は職員が逮捕又は起訴若しくは書類送検された事実はありません。
3. 工事の施工にあたっては、一括下請負は断じて行いません。
4. 工事の施工にあたっては、事前に、当該工事にかかる下請業者名簿を貴法人に提出いたします。
5. 工事の施工にあたっては、貴法人に、「工事施工体制台帳（施工体系図を含む。）」（建設業法第24条の7第1項に規定。）を提出いたします。なお、台帳の記載内容に変更があった場合も同様といたします。
6. 下記のいずれにも該当していません。
 - 1) 役員等が暴力団員である。
 - 2) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - 3) 役員等が事故、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる。
 - 4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している。
 - 5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。万が一、上記の事項に該当していた場合、氏名の公表や損害賠償等、いかなる措置を受けても異議はありません。